

南九州市告示第 25 号

南九州市道供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の供用を廃止する。

その関係図面は、下記において一般の縦覧に供する。

令和8年3月4日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

- 1 縦覧場所 南九州市役所 建設課（本庁）
- 2 縦覧期間及び場所 自 令和8年3月4日
至 令和8年3月17日
（午前8時30分から午後5時まで
ただし、土・日曜日及び祝祭日を除く）

供用廃止路線一覧

路線 番号	路線名	起 終 点 点	供用廃止の期日
3544	八反畑坂ノ脇線	知覧町郡字瀧之口 6 6 7 5 から	告示の日から
		知覧町郡字坂ノ上比良 6 9 6 5 - 3 まで	
		から	告示の日から
		まで	
		から	告示の日から
		まで	
		から	告示の日から
		まで	
		から	告示の日から
		まで	
		から	告示の日から
		まで	